

議案第 76 号

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
(平成 4 年清水町条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号ウ中「同法第 67 条第 1 項第 2 号」の次に「及び第 3 号」
を、「掲げる者」の次に「並びに」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。